地域商社に関する支援メニュー

令和２年８月

内閣官房　まち・ひと・しごと創生本部
農林水産省
経済産業省
国土交通省

支援施策の概要

税制、出資、融資、人材支援など、さまざまな支援を用意しており、事業の段階に合わせて制度を活用することもできます。

組成 事業立ち上げ → **開発・ブランディング** → **市場展開**

支援施策
地方創生推進交付金
地方創生拠点整備交付金
起業支援金 （わくわく地方生活実現政策パッケージ）
新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金
日本政策金融公庫による融資
銀行の出資制限（いわゆる5%ルール）
地域商社協議会

支援施策
JAPANブランド育成支援等事業
地域企業イノベーション支援事業 グローバル・ネットワーク協議会によるプロジェクト支援事業
インバウンド需要拡大推進事業 （外国人専門家との共創によるインバウンド需要拡大事業）
インバウンド需要拡大推進事業 （インバウンド需要による地域消費拡大推進事業）
中小企業経営強化税制
中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制
地域未来投資促進税制
日本政策金融公庫による融資
プロフェッショナル人材戦略拠点事業

支援施策
JAPANブランド育成支援等事業
食品等流通合理化促進事業
物流総合効率化法に係る支援制度
農林水産物・食品輸出プロジェクト （GFP）の取組み
日本貿易振興機構（JETRO）支援事業
海外需要開拓支援機構 （クールジャパン機構）支援事業
日本政策金融公庫による融資

組成
事業立ち上げ

開発・ブランディング

市場展開

地域商社事業に取り組む意欲を持った起業家や自治体等のネットワーク構築支援、先行事業者の紹介等を通じた地域商社の展開に向けた機運醸成・サポート、組織の立ち上げ支援等を行います。

支援施策	
地方創生推進交付金	・・・5
地方創生拠点整備交付金	・・・6
起業支援金（わくわく地方生活実現政策パッケージ）	・・・7
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	・・・8
日本政策金融公庫による融資	・・・9
銀行の出資制限（いわゆる5％ルール）	・・・10
地域商社協議会	・・・11

組成
事業立ち上げ

開発・ブランディング

市場展開

優れた地域資源を消費者目線で磨き上げる商品開発、販路開拓、設備投資、他者との連携、プロデューサー人材派遣等の支援等を行います。

支援施策	
JAPANブランド育成支援等事業	・・・12
地域企業イノベーション支援事業 グローバル・ネットワーク協議会によるプロジェクト支援事業	・・・13
インバウンド需要拡大推進事業 （外国人専門家との共創によるインバウンド需要拡大事業）	・・・14
インバウンド需要拡大推進事業 （インバウンド需要による地域消費拡大推進事業）	・・・15
中小企業経営強化税制	・・・16
中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制	・・・17
地域未来投資促進税制	・・・18
日本政策金融公庫による融資	・・・19
プロフェッショナル人材戦略拠点事業	・・・20

組成
事業立ち上げ → 開発・ブランディング → **市場展開**

市場開拓に向けた商品開発をはじめとするビジネスプロデュース、さらには海外市場開拓を目指した展示会出展、海外事業へのリスクマネーの提供等の支援等を行います。

支援施策	
JAPANブランド育成支援等事業	・・・21
食品等流通合理化促進事業	・・・22
物流総合効率化法に係る支援制度	・・・23
農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP)の取組み	・・・24
日本貿易振興機構（JETRO）支援事業	・・・25
海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）支援事業	・・・26
日本政策金融公庫による融資	・・・27

地方創生推進交付金

担当省庁：内閣府地方創生推進事務局
TEL:03-5253-2111

地域商社事業の設立・拡大に取り組む自治体を支援します

概　要

- 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援

交付対象者

- 都道府県
- 市区町村

＜条件＞ 対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けていること

補助率・補助上限額

- 全体の事業費の１/２
- 都道府県：最大３億円　上限額は、実施する事業の種別によって異なる
  市区町村：最大２億円(ただし、中枢中核都市は最大２.５億円)

対象事業

- 先駆性のある取組
- 先駆的・優良事例の横展開

例）しごと創生(地域経済牽引事業等)、観光振興(DMO等)、地域商社、商店街活性化 等

地域商社設立・運営に係る初期経費や戦略策定・販路開拓事業等も対象

愛南農水産物最高を目指す地域商社づくり（愛媛県愛南町）

Ｈ29年に水産加工・企画販売を行う地域商社(愛南サン・フィッシュ)が設立

↓

- H30年度に整備された(株)愛南サン・フィッシュの水産加工施設に対し、町内養殖魚の付加価値向上のための加工機器設備導入を支援
- 農水産物のマーケティング事業等各種販売促進事業の強化
- 地域の強みを活かす新商品・サービスの開発強化

「協働チーム」による付加価値創出・海外販路開拓（群馬県）

ノウハウ・人的ネットワークがないため、輸出に取り組めない生産者・事業者が多い

↓

- 輸出を希望する事業者と、様々な専門家(流通・商社・検疫・PR等)の情報を集め、課題を解消するマッチングを行い、「協働チーム」を組成
- 生産者・事業者のニーズに合わせ、協働チーム毎に、商品開発・販路開拓・プロモーション等の支援を実施

実施計画の提出期間

- 第１回：2020年1月21日～同年1月23日(終了)
- 第２回：2020年6月8日～同年6月10日(終了)

（参考URL）まち・ひと・しごと創生本部　地方創生関係交付金HP　https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/kouhukin/index.html

地方創生拠点整備交付金

担当省庁：内閣府地方創生推進事務局
TEL:03-5253-2111

地域商社の先導的な施設整備に取組む自治体を支援します

概　要

● 地域経済の活性化という喫緊の課題への対応に向けて、地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的な地域拠点づくりで、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援

交付対象者

● 都道府県　● 市区町村

＜条件＞ 対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けていること

補助率・補助上限額

● 全体の事業費の１/２

● 都道府県：最大15億円程度

市区町村：最大5億円程度（ただし、中枢中核都市は最大10億円程度）

対象事業（例）

● 地域観光資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設

● 地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設

水上村農産物加工所整備計画（熊本県水上村）

地域商社「(株)みずかみ」は、主力商品の苺・生しいたけ等が長期保存に向かないこと、加工設備不足や加工後の販路先がないこと等の問題を抱えている。

→ 交付金の活用

新たな加工施設を増設して少ない製造単位で農産加工品の施策・開発を可能とし、村と(株)みずかみが加工品のPRやブランディングによって高付加価値化を図るとともに、カフェスペースを設けることで、域外からの観光客への加工品等を提供し販促することで、農業従事者の生産性革命を実現する。

実施計画の提出期間

● 第１回：2020年1月21日～同年1月23日(終了)　●第２回：2020年6月8日～同年6月10日(終了)

（参考URL）まち・ひと・しごと創生本部　地方創生関係交付金HP　https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/kouhukin/index.html

起業支援金（わくわく地方生活実現政策パッケージ）

担当省庁：内閣府地方創生推進事務局
TEL:03-5253-2111

地域課題の解決を目的とした新たな起業を支援します

概　要

●東京圏への一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、地方における起業を支援する

●各都道府県が地域再生計画に定める社会的事業の分野において、地域課題の解決を目的として新たに起業するものに対して支援する

起業支援金の対象

次の①②③すべてを満たすことが必要

①東京圏※以外の道府県又は東京圏内の条件不利地域※において社会的事業の起業を行うこと

②公募開始日以降、補助事業期間完了日までに、個人事業の開業の届出又は法人の設立を行うこと

③起業地の都道府県内に居住していること、又は居住する予定であること

※東京圏…東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※条件不利地域…「過疎地域自立促進特別措置法」「山村振興法」「離島振興法」「半島振興法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」の対象地域を有する市町村(政令指定都市を除く)

補助率・補助金額等

●補助率：１／２

●補助金額：最大200万円
(国費100万円)

＋

移住支援金

●補助金額：最大100万円(国費50万円)

※単身の場合は最大60万円(国費30万円)

※東京23区在住者又は
23区への通勤者が移住して起業した場合

＝

起業支援金＋移住支援金

最大：300万円

（起業200万円＋移住100万円）

起業支援金交付までの流れ(例)

（参考URL）内閣官房・内閣府総合サイト　起業支援金

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/shienkin_index.html

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

担当省庁：内閣府地方創生推進室
TEL:03-5253-2111

感染拡大の影響を受けている地域経済の支援に関する様々な取組を行う自治体を支援します

概　要

●新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう支援する。

交付対象者

実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）

交付方法

実施計画に掲載された事業に対し、交付限度額（※）を上限に交付

※人口、財政力、新型コロナウイルスの感染状況等に基づき算定

対象事業（例）

地域商社における感染拡大への対応や設立・運営に係る初期経費や戦略策定・販路開拓事業等も対象

●食品産業等の輸出力強化事業

インバウンドの減少による需要減退等の影響を受けている地域の産品等について、他の支援施策の対象とならない又は超える部分について、毀損した輸出商流の回復に係る費用や、販路開拓のために必要なプロモーション、仕向け先変更のための商品開発に必要な経費の一部を地域の実情に応じて支援。

●新規市場開拓支援事業

他の支援施策の対象とならない又は超える部分について、離島、中山間地域などの条件不利地域において、事業者が行う、新たな販路を開拓するために行う市場調査のための出荷や初期の物流ルート立ち上げ時等の初期費用の一部について支援。

●農林水産物の生産・流通・小売業者による流通改善支援事業

花きや農畜水産物等の保存性の低いものについて、他の支援施策の対象とはならない又は超える部分について、流通業者（卸、仲卸を含む）の販路開拓やオンラインでの取引などによる経営改善を図るために必要な経費の一部を支援。また、市場における滞留等による価格下落を改善するため、生産・流通（卸・仲卸を含む。）・小売業者が行う出荷調整(冷蔵保管等）や販売調整（日持ち向上等）、などの流通改善に必要な経費の一部を支援。

実施計画の提出期間

● 第１回：2020年５月１日～同年５月29日（終了）　●第２回：2020年６月24日～同年９月30日

（参考URL）地方創生推進室　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金HP https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/index.html

日本政策金融公庫による融資

担当：日本政策金融公庫（事業資金相談ダイヤル）
TEL:0120-154-505

移住創業者向けの支援

創業時 → 海外展開事業開始時

移住創業者向けの支援

・移住等により、地方で新たに事業を始める事業者、または事業開始後７年以内の事業者を支援

利用のポイント

・飲食・理美容業や食料品小売業など一部の業種を除き、幅広い業種で利用可能

・移住等により、地方で新たに事業を始める事業者の運転資金および設備資金には、特別利率（土地取得資金は基準利率）を適用

新規開業資金の概要

ご返済期間	設備資金　20年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金　7年以内(うち据置期間2年以内)
融資限度額	国民生活事業　7,200万円(うち運転資金4,800万円)
利率	基準利率 ただし、以下の要件に該当する事業者が必要とする資金は特別利率 ・地域おこし協力隊の任期を終了し、当該地域で創業する事業者 ・地方創生推進交付金を活用した起業支援金の交付決定を受けて創業する事業者 ・地方創生推進交付金を活用した起業支援金及び移住支援金の交付決定を受けて創業する事業者 ・Ｕターン等により地方で創業する事業者　など

（参考URL）日本政策金融公庫　新規開業資金HP
https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/01_sinkikaigyou_m.html

新規開業資金の事例

業　種	移住元→移住先	融資金額
旅行業	東京都→大分県	500万円

創業前、東京で新聞社に勤務していた当社の代表者は、故郷において外国人旅行者向けのツアーを実施する旅行会社が少ないことに注目。Ｕターン後に地元の創業支援機関などの支援を受け旅行業を創業。
日本公庫は創業時の事務所開設費用などの設備にかかる資金を融資実行。

※使いみち、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。詳しくは支店窓口に問い合わせてください。また、最新の金利情報は、日本公庫のホームページでも確認できます。
※審査の結果、希望に沿えないことがあります。

銀行の出資制限（いわゆる５％ルール）

担当省庁：金融庁
TEL:03－3506-6000

地域経済の活性化を目的とした地域商社等に対する銀行の出資制限が緩和されました

概　要

- 企業の生産性向上、地域活性化事業の実施、円滑な事業承継といった地域経済の持続的成長に向けた取組において、銀行が出資を含む様々な形態で貢献することが可能となるよう、銀行による他社の議決権保有の制限（いわゆる５％ルール）を緩和することなどを目的とした内閣府令等の改正を令和元年10月15日付で実施。
- 銀行が地域商社に出資しやすくなり、地域商社の販路拡大・販売余力の拡充に向けた環境整備が図られた。

対象者

- 銀行は、監督官庁の認可を条件に、**「銀行業高度化等会社」**に対して、直接出資が可能**（５％超100％まで）**
  ※銀行業高度化等会社：銀行業の高度化・利用者利便の向上に資する業務等を営む会社（いわゆるFinTech企業等）、地方創生や地域経済の活性化等のため、地域の優れた産品・サービスの販路の新規開拓を通して、従来以上に得られた収益や知見を生産者に還元する事業を営む会社（いわゆる地域商社）も含まれ得る。
- また、銀行は、投資専門子会社を通じて、**「地域活性化事業会社」**に対して出資が可能**（５％超40％未満まで）**

出資スキーム

銀行

- **銀行業高度化等会社**
  - ・FinTech企業
  - **・地域商社（今回、監督指針において明確化）**
- 投資専門子会社
  - **地域活性化事業会社**
    - **・官公署等が策定に関与した事業計画をもとに、地域経済の活性化に資する事業を行う会社（今回内閣府令に追加）**

地域商社協議会

担当省庁：内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局、農林水産省、経済産業省
TEL:03-5253-2111　（内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局）

地域商社事業の情報入手・ネットワーク構築ができる機会です

概　要

- 地域商社の設立・普及とその効果的な事業展開を目指し実施
- 地域商社の育成・普及に興味のある地方公共団体や地域商社事業の創設を目指す地域の関係者、実践している事業者等を全国から集め、先進的な事例や知見の提供、ネットワークの構築等を図り、地域商社への取組機運の醸成と設立を促進

参加対象者

- 地方公共団体
- 地域商社の創設を目指す関係者・実践している事業者
- 地域商社事業を支援する民間事業者　等々

過去の開催概要

- 2016年7月以降、東京で９回、地域(※)で４回実施　(※)香川県三豊市、北海道帯広市、沖縄県宜野湾市、広島県広島市

これまでの協議会プログラム

全国の地域商社の事例紹介：先進的な地域商社・成熟した地域商社・設立直後の地域商社など、様々な地域商社の事例を紹介

基調講演：地域商社の立ち上げ・海外展開の課題やポイントなど、専門家や支援機関、当事者などが多くの経験から様々な知見を紹介

パネルディスカッション：海外への事業展開や販路開拓・地域商社事業の新展開・地域商社のトップに求められるもの・地域商社の意義など、様々な立場の方々と議論を行なう

●企業の各種プレゼンテーション　●グループディスカッション　●政府の関連施策の紹介　●懇親会

（参考URL）まち・ひと・しごと創生本部　地域商社事業HP　https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chiikisyousya/index.html

JAPANブランド育成支援等事業

担当省庁：中小企業庁 創業・新事業促進課
TEL:03-3501-1767

市場ニーズに対応した新商品・サービス開発やブランディング等の取組を支援します

概　要

①海外・全国展開型：中小企業等が、海外展開や全国展開、インバウンド需要の獲得に関する取組を行うとき、その経費の一部を補助

②支援事業型：民間支援事業者や地域の支援機関等が、複数の中小企業者に対して海外展開や全国展開、インバウンド需要の獲得に関する支援を行うとき、その経費の一部を補助

対象者

- 中小企業
- 商工会議所
- NPO法人
- 商工会
- 組合

等

補助率・補助上限額

補助率：１,２年目：補助対象経費の３分の２以内
３年目：補助対象経費の２分の１以内

補助上限額：①500万円（下限200万円）
※複数者による共同申請の場合は最大で上限2,000万円
②2,000万円（下限：200万円）

事業イメージ

①：地域資源を活用した商品について、海外市場に詳しい専門家と連携し、その魅力を海外へ発信。海外の市場調査、展示会の出展、WEBサイトの多言語化による広報等を積極的に行い、新規市場開拓・ブランド確立を目指す。

②：地域商社として、複数の中小企業者のテストマーケティング、現地プロモーション、展示会出展フォロー等商品開発・改良から販路開拓までを支援。国内・海外を問わず、商品が継続的に売れる仕組みを構築する。

公募期間

- 令和２年２月２５日（火）～同年３月２５日（水）

（参考URL）中小企業庁　JAPANブランド育成支援等事業　https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/japan_brand/2020/200225Jbrand-koubo.html

地域企業イノベーション支援事業
グローバル・ネットワーク協議会によるプロジェクト支援事業

担当省庁：経済産業省　地域経済産業グループ
地域企業高度化推進課
03-3501-0645

地域経済を牽引する企業群の創出と成長を事業の段階に応じて支援します

概　要

①地域経済の担い手となる企業群に対して、新事業への挑戦を促すために、地域のイノベーションを支える支援機関が連携した支援機関ネットワークを構築し、地域の支援体制を強化するとともに、新事業のためのノウハウ獲得から、事業体制の整備、事業化戦略の策定、研究開発、販路開拓まで、事業の成長段階に応じて総合的に支援

②国際市場に通用する事業化等に精通した専門家(グローバル・コーディネーター)からなるグローバル・ネットワーク協議会が、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案・販路開拓を支援

対象者

①：事業管理機関（委託）
（※地域の企業群は、委託を受けた事業管理機関から支援を受ける。）

②：地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者、地域未来牽引企業、①の事業で事業管理機関から支援を受けている企業等

支援対象経費（国→事業管理機関）

事業管理機関やグローバル・ネットワーク協議会への活動経費

（支援人材の人件費・旅費、マッチングに係る会議等経費、市場調査費、販路開拓のための展示会出展費　等）

事業例

①：地域の企業群と都市圏の企業のマッチング会を開催し、販路開拓を支援

②：国内外の市場分析・調査、海外企業の動向分析等をふまえ、地域企業の製品の早期市場投入に向けた事業化戦略を策定

＜令和元年度支援事例＞
地域商社(有)漂流岡山が支援機関となり、販売先（小売量販店）の具体的なニーズをもとに、地域内完結型の先進的コンパクト型地域商社モデルづくりの育成・支援を行うとともに、販路共有化や収穫季節差を利用した共同市場開拓のための広域的な地域商社プラットフォームの構築を行った。

公募期間

① 令和2年2月3日（月）～令和2年3月13日（金）15時（終了）

担当省庁：経済産業省 商務サービスグループ
クールジャパン政策課
TEL:03-3501-1750

インバウンド需要拡大推進事業（外国人専門家との共創によるインバウンド需要拡大事業）

地域へインバウンドを呼び込み、新たな稼ぐ力を創出する地域ブランディングを支援します

概　要

- 商品・サービスをまとめて提供する事業者と、外国人目線で商品・サービスづくりをできる国外関係者との連携を支援するとともに、事業者に対するアドバイス・磨き上げ・プロモーション等を支援。

外国人専門家との共創によるインバウンド需要拡大事業

- 顧客となる訪日外国人のライフスタイル・趣向・市場動向に沿う形でインバウンド需要開拓を行うため、地域の魅力的な商材を取扱う国内の事業者（地域商社、DMO・DMC、小売等）が、外国人専門家（バイヤー、デザイナー、メディア・インフルエンサー等）の助言等をもとに、商材・サービスの磨き上げ、PR、商流構築、展示・販売等を行う事業を支援。
- また、全体会議を通し支援事業者間でのベストプラクティスの共有、国内外のネットワークの構築を行うとともに、支援事業者の事業で得た購買情報等のデータを分析し、「見える化」を行う。

対象者

- 地域商社、DMO・DMC、小売、中小企業等

間接補助事業者への補助率・補助上限額・下限額

- 補助率：2/3以内
- 上限額：2000万円　下限額：500万円

間接補助事業者公募期間

- 令和2年5月14日（木）～令和2年6月17日（水）　※令和2年7月28日（火）に採択事業者公表済

（参考URL）インバウンド需要拡大推進事業　https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2019/hosei/pdf/hosei_yosan_pr_0130.pdf

担当省庁：中小企業庁 商業課
TEL:03-3501-1929

インバウンド需要拡大推進事業（インバウンド需要による地域消費拡大推進事業）

新たな商品・サービスを開発・導入し、地域における訪日外国人消費の拡大に寄与する取組を支援します。

概　要

- 地域の中小商業・サービス業のグループ等が、様々な企業と連携して、新たな商品・サービスを開発・導入する取組等を支援することにより、地域での訪日外国人消費額の増加、中小商業・サービス業の生産性の向上につなげる。

インバウンド需要による地域消費拡大推進事業

- 地域の中小商業・サービス業等において、外国人観光客のニーズに対応した商品やサービスの多言語化等や、店舗データ分析を用いた経営の高度化による効果的な商品・サービスの提供等の促進により、地域における訪日外国人消費の拡大に寄与する取組を支援する。

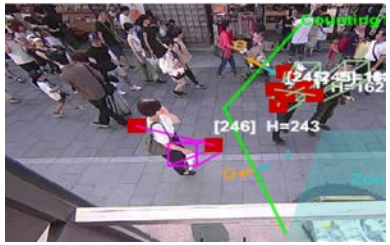

（画像出所）株式会社EBILAB資料

カメラによる入店率・購買率分析

（画像出所）株式会社Payke資料

店頭接客の多言語対応

対象者

- 中小商業・サービス業のグループ等

補助事業者への補助率・補助上限額・下限額

- 補助率：2/3以内
- 上限額：3000万円　下限額：200万円

補助事業者公募期間

- 第１回：令和2年6月22日（月）～同年7月27日(月)【終了】
- 第２回：令和2年7月28日（火）～同年9月28日（月）

（参考URL）インバウンド需要拡大推進事業　https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2019/hosei/pdf/hosei_yosan_pr_0130.pdf

中小企業経営強化税制

担当省庁：中小企業庁　財務課
問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター　（03-6281-9821）

設備投資に係る減税措置が受けられます

概　要

- 中小企業等経営強化法上の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却(※1)又は取得価額の10%の税額控除(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)(※2)が選択適用できるもの

(※1)限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌年度に繰越可

(※2)中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の税額控除との合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%が上限。なお、税額控除限度額を超える金額については、翌事業年度に繰越可

対象事業者

- 青色申告書を提出する中小企業者等(資本金又は出資金の額が１億円以下の法人(※)又は常時使用する従業員の数が1000人以下の個人等)で、中小企業等経営強化法に基づき経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等

(※)資本金又は出資金の額が1億円以下であっても、次の法人は本税制の措置を受けることができない
①大規模法人(資本金等の額が1億円超の法人等)から1/2以上の出資を受ける法人、②２以上の大規模法人から2/3以上の出資を受ける法人
③前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人

支援措置

- 指定事業の用に供する対象設備の取得価格の即時償却または10%の税額控除の選択適用(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)

(※)生産性向上設備については「測定工具及び検査工具」に限る。

対象設備 中古資産・貸付資産は 対象外	生産性向上設備		収益力強化設備	デジタル化設備
	生産性が旧モデル比平均１%以上向上する設備		ROIが年平均５%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
	最低価格	販売開始時期	最低価格	最低価格
機械装置	１６０万以上	１０年以内	１６０万以上	１６０万以上
工具（※）	３０万以上	５年以内	３０万以上	３０万以上
器具備品	３０万以上	６年以内	３０万以上	３０万以上
建物附属設備	６０万以上	１４年以内	６０万以上	６０万以上
一定のソフトウエア	７０万以上	５年以内	７０万以上	７０万以上

(参考URL)中小企業庁　経営サポート「経営強化法による支援」　https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/

中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制

担当省庁：中小企業庁　財務課
問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター　（03-6281-9821）

設備投資に係る減税措置が受けられます

概　要

- 一定の設備等を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却(※1)又は7%の税額控除(※2)が選択適用(税額控除は資本金3000万円以下の法人、個人事業者のみ)できるもの

(※1)限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌年度に繰越可

(※2)中小企業経営強化税制の税額控除との合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%が上限。なお、税額控除限度額を超える金額については、翌事業年度に繰越可

対象事業者

- 青色申告書を提出する中小企業者等

・資本金又は出資金の額が1億円以下の法人(※1)　・資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1000人以下の法人
・常時使用する従業員数が1000人以下の個人事業主　・農業協同組合等（農業協同組合、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等）（※2）

(※1)資本金又は出資金の額が1億円以下であっても、次の法人は本税制の措置を受けることができない
①大規模法人(資本金等の額が1億円超の法人等)から1/2以上の出資を受ける法人、②２以上の大規模法人から2/3以上の出資を受ける法人
③前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人

(※2)商業・サービス業・農林水産業活性化税制については、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商店街振興組合に限る。

支援措置

- 新規に取得した右の要件に該当する設備が対象

	中小企業投資促進税制	商業・サービス業・農林水産業活性化税制
対象設備 中古資産・貸付資産は対象外	・機械装置(１６０万円以上) ・測定工具、検査工具(１２０万円以上) ・一定のソフトウェア(７０万以上) ・普通貨物自動車、内航船舶	認定経営革新等支援機関から指導及び助言等を受けた下記設備 ・器具及び備品(３０万円以上) ・建物附属設備(６０万円以上)
指定業種	製造業、卸売業、小売業、飲食店業、農業、林業、漁業、水産養殖業等	卸売業、小売業、飲食店業、農業、林業、漁業、水産養殖業等

(参考URL) 中小企業投資促進税制　https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoukigyoutousisokusinzeisei.htm
商業・サービス業・農林水産業活性化税制　https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2015/150401zeisei.htm

地域未来投資促進税制

担当省庁：経済産業省　地域経済産業グループ
地域未来投資促進室
TEL:03-3501-1587

設備投資に係る税制措置が受けられます

概　要

- 承認された地域経済牽引事業のうち、先進性を有することや総投資額が2000万円以上など、一定の要件を満たすことについて国の確認を受けた事業について、その事業で行う設備投資額の一定割合について、特別償却又は税額控除を受けることができる

対象事業

- 都道府県による承認を受けた地域経済牽引事業のうち、一定の要件を満たすことについて、国の確認を受けた事業

※都道府県が作成した基本計画において定められた地域の特性を活用し、一定の付加価値額及び地域の事業者に対する経済的効果が見込まれる事業

支援措置

- 機械装置・器具備品⇒特別償却40%又は税額控除4%
  (上乗せ要件を満たす場合⇒特別償却50%又は税額控除5%)
- 建物・建物附属設備・構築物
  ⇒特別償却20%又は税額控除２%

制度概要 【適用期限：2020年度末まで】

地域経済牽引事業計画（都道府県の承認）

都道府県及び関係市町村が作成する基本計画に適合

＜地域経済牽引事業の要件＞
①地域の特性の活用
②高い付加価値の創出
③地域の事業者に対する経済的効果

課税の特例措置（国の確認）

＜課税特例の要件＞
①先進性を有すること(生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域を除く)
②総投資額が2,000万円以上であること
③前事業年度の減価償却費の10%を超える投資額であること
④対象事業の売上高伸び率(%)が、ゼロを上回り、
かつ過去５事業年度の対象事業の市場の伸び率(%)＋5%以上

＜上乗せ要件＞
（平成31年4月1日以降に承認を受けた事業が対象）
⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上

対象設備		特別償却	税額控除
機械装置・器具備品		40%	4%
	上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物		20%	2%

※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円を限度

※特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。

※税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となる。

（参考URL）経済産業省　地域未来投資促進法　https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

日本政策金融公庫による融資

担当：経済産業省　地域経済産業グループ
地域未来投資促進室
TEL:03-3501-1587

地域経済牽引事業※に取り組む中小企業・小規模事業者向けの支援

設備投資等に係る長期かつ固定金利での融資が受けられます

対象事業

- 都道府県による承認を受けた地域経済牽引事業

※都道府県が作成した基本計画において定められた地域の特性を活用し、都道府県が定めた一定の付加価値額及び地域の事業者に対する経済的効果が見込まれる事業であること

支援措置

最新の金利情報は、日本政策金融公庫のホームページでも確認できます。

ご返済期間	設備資金		20年以内(うち据置期間2年以内)
	運転資金		7年以内(うち据置期間2年以内)
融資限度額	(1)国民生活事業		7200万円(うち運転資金4800万円)
	(2)中小企業事業		7.2億円(うち運転資金2.5億円)
利率	設備資金	(1)国民生活事業	特別利率C*
		(2)中小企業事業	2.7億円まで特別利率③* 2.7億円を超える部分　基準利率
	運転資金	(1)国民生活事業	基準利率
		(2)中小企業事業	基準利率

適用利率は、信用リスク（担保の有無を含む。）等に応じて所定の利率が適用されます。

＊以下のいずれかを満たす場合は特別利率③・Ｃ。いずれも満たさない場合には特別利率①・Ａ。

・新規開業して７年以内の場合、困難な経営状況にある場合又は公庫と民間金融機関が連携支援を図る場合

・複数事業者が共同で承認事業を行う場合は、単独で法律承認基準を満たし、かつ、上記３条件のいずれかを満たす事業者

（参考URL）日本政策金融公庫　地域活性化・雇用促進資金HP https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/17_tiikikigyou_m.html

プロフェッショナル人材戦略拠点事業

担当省庁：内閣官房　まち・ひと・しごと創生本部事務局
TEL:03-5253-2111

プロフェッショナル人材による「攻めの経営」への転換を支援します

概　要

- 企業の求人ニーズに応じたプロフェッショナル人材の還流により、新事業や新販路の開拓等、積極的な「攻めの経営」への転換を支援
- 具体的には、日本全国のプロフェッショナル人材戦略拠点のマネージャーの企業訪問等により具体的な求人ニーズを掘り起こし、民間人材ビジネス事業者等へ取り繋ぎ、「攻めの経営」への転換に必要な人材のマッチングを支援
- このほか、「攻めの経営」への転換に向けたセミナーの実施や、地域金融機関と連携したコンサルティングやフォローアップを実施

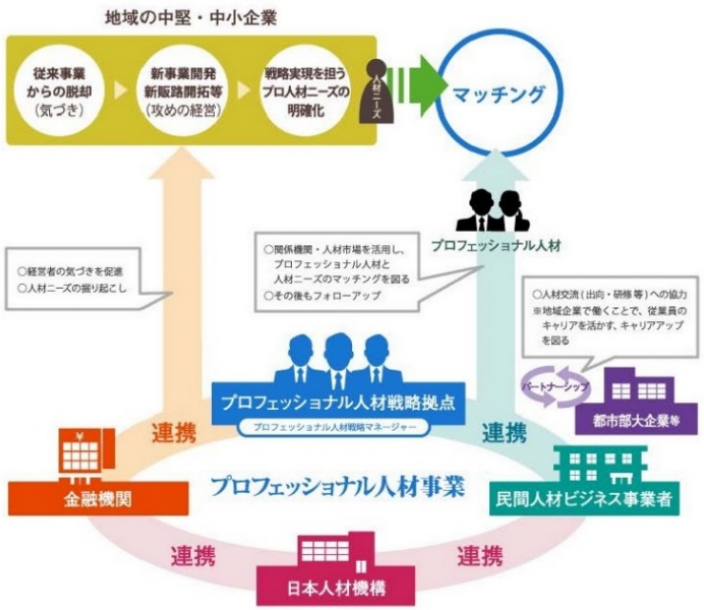

対象者

- 地域の中堅・中小企業

活用事例

販路開拓

A社では、新ブランドを作り、これを広めるためにネット通販が大きな鍵であったが、この分野に取り組んでこなかったことからノウハウがなく、外部からの専門的人材の受け入れが急務となった。

↓

人材ビジネス事業所に依頼をして、大都市圏で活躍する通信販売のノウハウを持ったプロ人材を探してもらい、採用。これまでのノウハウを活かして、戦略的な仕事を担い、売り上げは2倍になった。

事業立ち上げ

B法人は、商品販売・販路開拓を担う地域商社を立ち上げることになり、会社設立後、事業推進の中心となり、海外販路開拓のための語学及び商品知識を併せ持った人材が必要になった。

↓

県プロフェッショナル人材戦略拠点の支援を得て、当該業界での経験・海外での経験・語学力・リーダーシップ等を併せ持った人材を採用。地域商社を作るチームのリーダーとして活躍。

（参考URL）内閣府　プロフェッショナル人材戦略ポータルサイトHP　http://www.pro-jinzai.go.jp/

JAPANブランド育成支援等事業（再掲）

担当省庁：中小企業庁 創業・新事業促進課
TEL:03-3501-1767

市場ニーズに対応した新商品・サービス開発やブランディング等の取組を支援します

概　要

①海外・全国展開型：中小企業等が、海外展開や全国展開、インバウンド需要の獲得に関する取組を行うとき、その経費の一部を補助

②支援事業型：民間支援事業者や地域の支援機関等が、複数の中小企業者に対して海外展開や全国展開、インバウンド需要の獲得に関する支援を行うとき、その経費の一部を補助

対象者

- 中小企業
- 商工会議所
- NPO法人
- 商工会
- 組合

等

補助率・補助上限額

補助率：１,２年目：補助対象経費の３分の２以内
３年目：補助対象経費の２分の１以内

補助上限額：①500万円（下限200万円）
※複数者による共同申請の場合は最大で上限2,000万円
②2,000万円（下限：200万円）

事業イメージ

①：地域資源を活用した商品について、海外市場に詳しい専門家と連携し、その魅力を海外へ発信。海外の市場調査、展示会の出展、WEBサイトの多言語化による広報等を積極的に行い、新規市場開拓・ブランド確立を目指す。

②：地域商社として、複数の中小企業者のテストマーケティング、現地プロモーション、展示会出展フォロー等商品開発・改良から販路開拓までを支援。国内・海外を問わず、商品が継続的に売れる仕組みを構築する。

公募期間

- 令和２年２月２５日（火）～同年３月２５日（水）

（参考URL）中小企業庁　JAPANブランド育成支援等事業　https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/japan_brand/2020/200225Jbrand-koubo.html

食品等流通合理化促進事業　輸出拠点・流通新技術導入モデル形成

担当省庁：農林水産省 食料産業局
食品流通課
TEL:03-3502-8237

流通業者等による輸出拠点化や新たな流通技術の導入に向けた取組を支援します

概　要

- 食品流通分野については、産地から消費地に至るバリューチェーン全体における情報が相互に十分に伝わっていないなどの課題があるため、ブロックチェーン技術等の先端技術を活用し、生産履歴や流通履歴等蓄積された情報をＥＤＩ化する等、サプライチェーン全体で一貫した流通合理化対策に向けた整備等を支援。

1　調査・実証事業

食品流通業者等が、ＲＦＩＤ、ブロックチェーン、ＡＩ等の先端技術を用いた食品流通プラットフォームの構築等に必要な調査・実証に対し、以下のような取組を支援。

①　ブロックチェーンを活用し、農産物の生産履歴（品質情報等）や流通履歴（温度管理情報等）の情報共有化等に資するモデル実証

②　関係者による決済プラットフォームを構築し、電子マネーなどによる電子決済化に資するモデル実証

③　卸売市場などを輸出拠点化に向け、輸出手続のワンストップ化や輸出先国までの農産物等の鮮度維持に向けた試験輸送等に資するモデル実証

2　リース事業

食品流通業者等が、食品流通プラットフォームの構築や流通合理化に必要となる先端技術を用いた設備・物流機材のリース導入に対する支援。

主な取組イメージ

1　調査・実証事業

＜ブロックチェーンを活用した情報共有化の実証＞　＜代金決済プラットフォームの実証＞

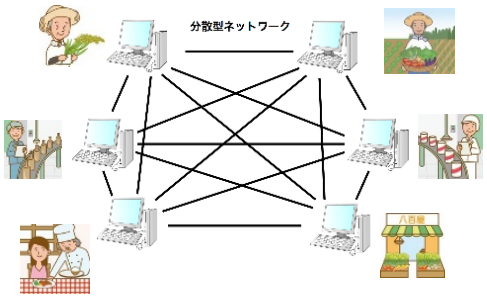

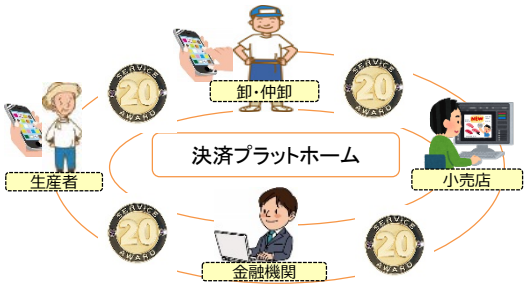

＜試験輸送、輸送手続のワンストップ化の実証＞

2　リース事業

＜クランプフォークリフト＞

＜自動搬送装置＞

＜ロボット技術＞

＜選別装置＞

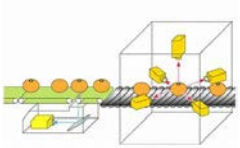

物流総合効率化法に係る支援制度

担当省庁：国土交通省 総合政策局 物流政策課
参事官（物流産業）室　TEL:03-5253-8298
物流効率化推進室　TEL:03-5253-8799

物流事業者と荷主等の連携により輸出入の国内拠点に係る物流の効率化を支援します

概　要

- 二以上の者が連携して、流通業務の総合化（輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うこと。）及び効率化（輸送の合理化）を図る事業であって、環境負荷の低減及び省力化に資するもの（流通業務総合効率化事業）を認定し、認定された事業に対して支援を行う。

支援対象となる流通業務総合効率化事業の例

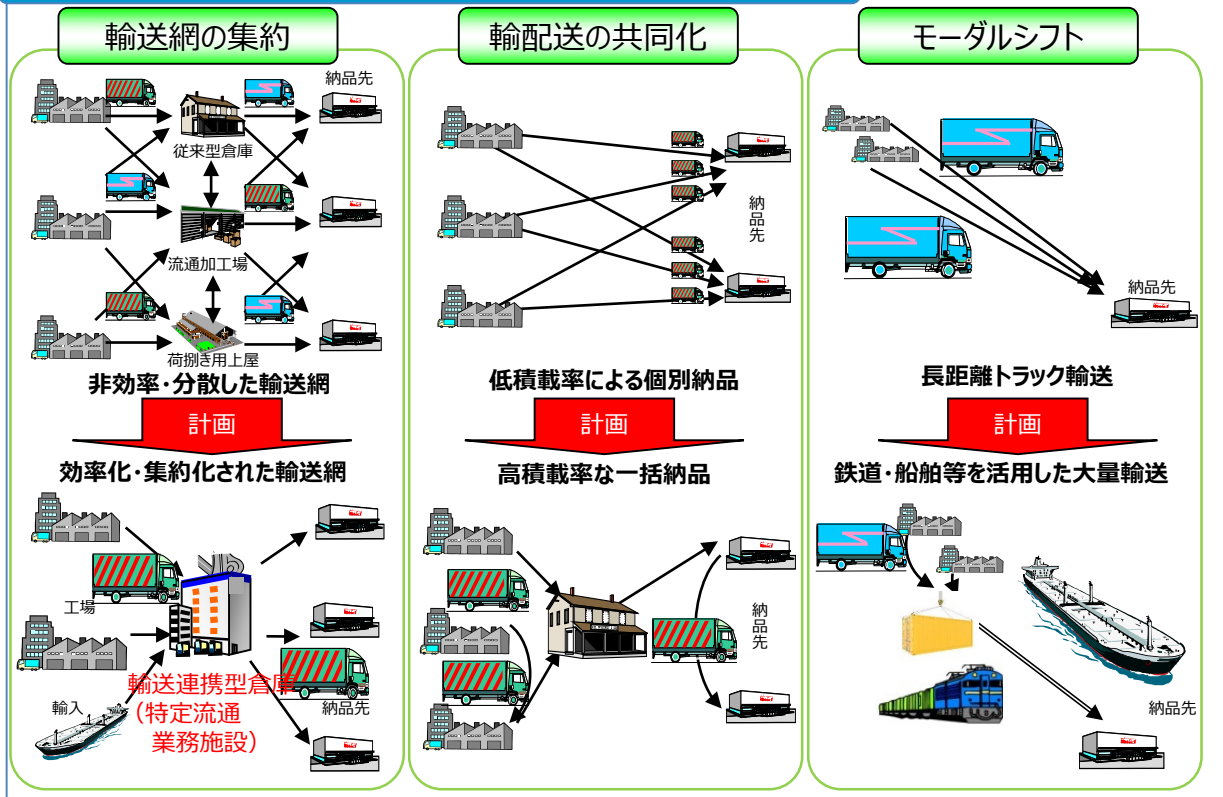

大臣認定

支援措置

① 事業の立ち上げ・実施の促進

- 計画策定経費・運行経費の補助
- 事業開始に当たっての、倉庫業、貨物自動車運送事業等の許可等のみなし

② 必要な施設・設備等への支援

- 輸送連携型倉庫への税制特例
  →法人税：割増償却10%（5年間）
  →固定資産税：課税標準 1/2（5年間）等
- 旅客鉄道を活用した貨物輸送への税制特例（貨物用車両・搬送装置）
  →固定資産税：課税標準2/3（5年間）等
- 施設の立地規制に関する配慮
  →市街化調整区域の開発許可に係る配慮

③ 中小企業者等に対する支援

- 信用保険制度の限度額の拡充
- 長期無利子貸付制度　等

（参考URL）国土交通省　物流総合効率化法HP　https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/bukkouhou.html

農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP)の取組み

担当省庁：農林水産省 食料産業局
海外市場開拓・食文化課　輸出プロジェクト室
TEL:03-6744-7172

農林漁業者・食品事業者と地域商社の販路拡大支援・商材紹介を行います

概　要

- GFP(ジー・エフ・ピー)とは、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project の略称であり、農林水産省が推進する日本の農林水産物・食品の輸出プロジェクト。
- 平成30年8月31日に農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等のサポートと連携を図る「ＧＦＰコミュニティサイト」を立ち上げ。当該サイトに登録した者を対象に、農林水産省が「輸出の可能性」を診断することにより、サポートを実施。
- GFP登録商社から輸出プロジェクト室へ海外へ輸出したいリクエスト商品があった場合に、農林水産省、経済産業省、ジェトロ本部が連携し、マッチングを図る。（商品リクエストマッチングサービス）

GFP登録者へのサービス提供

●農林漁業者・食品事業者へのサービス

- 輸出診断を無料で実施
- 輸出商社の「商品リクエスト情報」の提供
- 輸出希望商品の輸出商社への紹介
- メンバー同士の交流イベントへの参加
- 輸出のための産地づくりは計画策定から支援
- GFPコミュニティサイト内に自社をPRできるマイページを提供
- GFPコミュニティサイト内に売買希望等を募集できる掲示板を提供

●輸出商社・バイヤー・物流企業へのサービス

- 農林漁業者・食品事業者が作成する「商品シート」の提供
- 「商品リクエスト」の全国の農林漁業者・食品事業者への発信
- メンバー同士の交流イベントへの参加
- GFPコミュニティサイト内に自社をPRできるマイページを提供
- GFPコミュニティサイト内に売買希望等を募集できる掲示板を提供

商品リクエスト提供フロー図

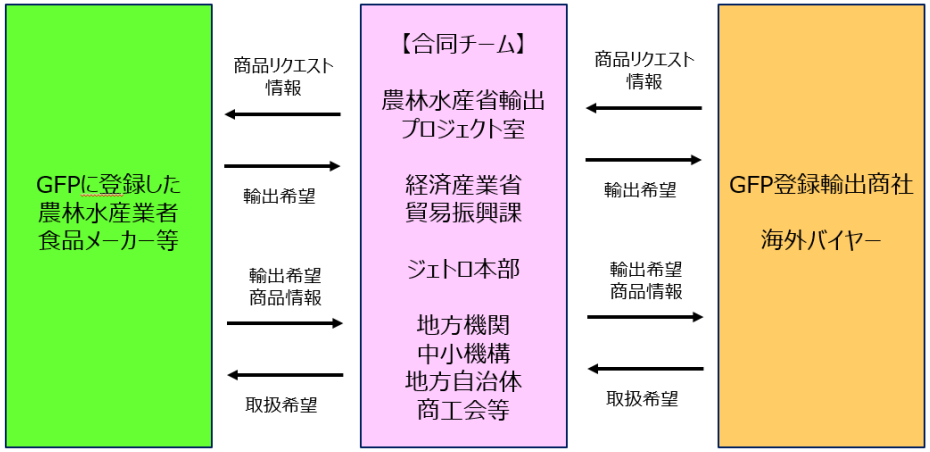

GFP登録サイトはこちらです。 → https://www.gfp1.maff.go.jp

日本貿易振興機構(JETRO)支援事業

担当省庁：経済産業省 通商政策局　総務課
TEL:03-3501-1654

国内外ネットワークを活用して、輸出・海外展開を支援します

概　要

●ジェトロは、旺盛な需要や経済連携で拡大が見込まれる海外市場等における、中堅・中小企業等の販路開拓や拠点設置、現地進出企業の活動円滑化を支援しています。

事業

貿易投資相談

海外実務経験豊富なアドバイザーが無料で相談対応。（個別面談は事前予約）

海外ビジネスレポート

「マーケットレポート」、「バイヤー調査」、「投資コスト比較」等海外展開、販路開拓につながる様々な情報を発信。

海外ブリーフィングサービス

世界７０カ所を超える海外事務所にて、一般経済事情等ビジネス環境について、スタッフが無料で情報提供。

海外展示会・商談会

ジェトロが主催・参加する海外見本市・展示会のジャパンブースへのご出展をサポート。出展料やブース装飾等の経費の一部を補助。

国内展示会・商談会

国内各の地域商社と食品メーカーの交流商談会、海外バイヤーを招聘し、国内で商談会等を実施。

セミナー・講演会

最新の国際ビジネス情報を提供。国別セミナー、貿易実務、FTA関連、商談スキルセミナー多数開催。

新輸出大国コンソーシアム

海外展開を支援する全国の支援機関が結集し海外展開にご関心をお持ちの中堅・中小企業の皆様へワンストップの支援サービスや専門家支援を提供。

中小企業海外展開現地支援プラットフォーム

ご関心が高い国・地域に現地でのネットワークに強みを持つコーディネーターを配置し、ビジネスの成功に向けた支援。

JAPAN MALL事業

海外ECサイトを通じ、日本商品の販売促進。原則EC事業者による買取りベースのため、低リスクで海外へのチャレンジが可能。

（参考URL）ジェトロHP　https://www.jetro.go.jp/

海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)支援事業

担当省庁：経済産業省 商務サービスグループ
クールジャパン政策課
TEL:03-3501-1750

海外需要獲得のためのリスクマネー供給とハンズオンによる経営支援を行います

概　要

- 我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品・サービスの海外における需要の開拓等を行う事業に対し、民間投資の「呼び水」となるリスクマネー供給とハンズオンによる経営支援を行う。

支援対象の例

- 拠点となる空間の整備

・地域産品セレクトショップ（パリ）

事業内容：世界の情報発信地パリの中心部に、地域の伝統工芸品等のクールジャパン商材を、欧州展開するためのビジネス拠点（ショーケース）を整備する事業に１億円の出資を決定。地域産品事業者の規模によっては、独力での「マーケティング（商品情報発信・改良）」「販路開拓（含営業交渉）」「輸出入実務」等は困難。本事業は、こうした課題を克服するため、地域事業者に継続的なビジネス支援を提供する。

- サプライチェーン構築

・コールドチェーン整備のための物流事業（ベトナム）

事業内容：ベトナムでのコールドチェーン整備に向け、高性能な冷凍冷蔵倉庫の建設及び運営に関し、9.26億円相当の出資を決定。これにより生鮮食品や加工チルド商品など日系の高品質な低温食品の流通を拡大するとともに、ベトナムの消費者が日本の食の魅力を楽しめる基盤づくりを目指す。

・日系外食企業向け食材加工（台湾・中国）

事業内容：日系外食企業に対し生鮮食材や熱加工食材を供給し高い評価を得ている企業とともに、食材加工工場を台湾・中国で新増設し、同地域に店舗展開する日系を中心とした外食企業向けに各社の求める食材を供給するため、3億円の出資を決定。これにより、日系外食企業の同地域への進出を促進し、供給先の増加を目指す。また、ジャパンクオリティの食材供給拠点の整備により、海外での食材の安定調達に課題を抱えている日系外食企業の海外進出と、進出後の多店舗展開を支援する。

（参考URL）クールジャパン機構　投資中の案件一覧HP　https://www.cj-fund.co.jp/investment/deal_list/

日本政策金融公庫による融資

担当：日本政策金融公庫（事業資金相談ダイヤル）
TEL:0120-154-505

海外展開事業者向けの支援

創業時 → **海外展開事業開始時**

海外展開事業者向けの支援

海外への事業展開（輸出等）に取り組む中小企業・小規模事業者を支援

利用のポイント

・すでに海外展開に取り組んでいる事業者、海外への事業展開を検討している事業者も利用可能

・海外展開前の準備に必要となる資金、現地で市場調査を行うための資金（展示会への出展料、渡航費、滞在費など）など、幅広い使いみちで利用可能

海外展開・事業再編資金の概要

ご返済期間	設備資金　20年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金　　7年以内(うち据置期間2年以内)
融資限度額	国民生活事業　7,200万円(うち運転資金4,800万円) 中小企業事業　別枠14.4億円(うち運転資金9.6億円)
利率	基準利率 ただし、一定の要件を満たす場合は特別利率

（参考URL）日本政策金融公庫　海外展開・事業再編資金HP
https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaigaitenkai.html

海外展開・事業再編資金の事例

業　種	進出国	融資金額
清酒製造・販売業	台湾	300万円

酒類消費の国内市場が縮小していることを受け、海外に販路拡大の活路を見出そうと検討していたところ、アクセスの容易さや日本からの清酒輸出数量で４番目の国であることなどに着目し、台湾への進出を決断。

日本公庫は、台湾での市場調査のための費用や輸出に向けた商品の原材料費用などの支払いのために融資を実行。

※使いみち、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。詳しくは支店窓口に問い合わせてください。また、最新の金利情報は、日本公庫のホームページでも確認できます。
※審査の結果、希望に沿えないことがあります。